

光市議会基本条例評価・検証シート

■ 評価について（議員17人が条項ごとに評価）

※評価の考え方

- A できている（これまで通り実施）
- B できている（ただし改善等が必要）
- C できていない（対応の検討が必要）
- D できていない（条例改正が必要）
- E その他

■ 総合評価について（市議会全体としての評価）

※評価の考え方

- ① **A**が**B～E**の合計数より多い場合は総合評価を**A**とし、同数または少ない場合は何らかの対応が必要となるものと整理する。
- ② ①において、総合評価が**A**でない場合、**B～E**の中で最も数が多いものを総合評価とし、同数の場合は下の評価のものを採用する。
- ③ **無回答**についてはカウントしない。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄
				A	B	C	D	E	総合	
第1条	(目的) この条例は、二元代表制のもと合議制機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則、その他の基本事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。	(評価対象としない)								
第2条	(議会の活動原則) 市民の代表機関である議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民への議会活動の説明を行うために、積極的な情報公開や市民が参画しやすい議会運営を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)								
第2条	(2) 市民の多様な意見の把握と政策の立案及び提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。	(4条以降の各条項において評価)								・市民の多様な意見の把握が十分にできていない。 ・市民の意見をもっと聞いた方が良い。
第2条	(3) 議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務について監視及び評価を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)								・市長等の事務の監視が十分でない。
第2条	(4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)								・依然として、市議会モニターにも理解されていない事がある。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄
				A	B	C	D	E	総合	
第3条	(議員の活動原則) 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を尊重すること。	(4条以降の各条項において評価)							<ul style="list-style-type: none"> 十分な議論がなされない時がある。 議員間の十分な議論がなされず、一方的な場合がある。 	
第3条	(2) 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)							<ul style="list-style-type: none"> 議員各自に市民の代表としての自覚が足りないと考ええる。 	
第3条	(3) 議員は、議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して活動すること。	(4条以降の各条項において評価)							<ul style="list-style-type: none"> 更なる市民福祉の向上に取り組むべき。 	
第3条	(4) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。	(4条以降の各条項において評価)							<ul style="list-style-type: none"> 調査研究に更に積極的に取り組むべき。 	

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第4条	(会派) 議員は、円滑な議会活動を推進するため、会派を結成することができる。 2 会派は、理念や政策を共有する議員で構成する。 3 会派は、政策の立案及び提言、政策決定に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 会派の結成等については、別に定める。	会派代表者会議を開催する等により協議・調整を行い、円滑な議会活動を推進するための合意形成に努めている。	会派の異動等については、別に定めることとしており、本条項の趣旨に鑑み、本評価・検証とは異なる場で対策等について検討を行うことが必要。	8	5	4				B	<ul style="list-style-type: none"> ・決議や意見書の採択など、合意形成に努めることができた。 ・会派活動を活性化するとともに市民に対し明確なものとするため、会則を定めることが必要。 ・会派の異動については、申合せが守られなかった。 ・途中で会派の新設、異動、加入ができないようにするべき。 ・会派結成時は問題ないが、途中での異動や加入について明確でないため、改善が必要。
第5条	(会議の公開と市民参画の推進) 議会は、原則として全ての会議を公開する。	会議は原則公開で開催している。	会議については原則公開とするが、協議・調整の場等、公開に馴染まないと考えられるものに係る公開については、十分な協議が必要。	6	7	3		1		B	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会についても動画配信による公開が必要。 ・会議は原則公開であるが、協議会については検討が必要。 ・代表者会議については公開されていない。 ・委員会等の開催日時の設定の手法等について整理が必要。
第5条	2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することを目的に、市民の議会活動へ参画する機会の確保を図る。	市議会モニター制度の運用により、市議会への市民参画の機会を確保している。	市議会モニター制度については、モニター数が年々減少していることから、制度のあり方について検討するとともに、より多くの市民に関心を持たれる魅力のある開かれた議会を目指すため、引き続き様々な手法についても検討していく。	5	4	3	5			D	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会モニター制度について、当条例へ明記すべき。 ・市議会モニターが年々減少傾向にある。 ・市議会モニター制度については、見直しが必要。 ・市議会モニター制度は評価するが、常に市民に開かれた議会にするため、広く市民(団体)との意見交換を可能とする出前講座的な制度の確立が必要。
第6条	(説明責任) 議会は、その意思決定又は政策決定を行った場合は、その議決責任を認識するとともに、市民に対して説明する責任を有する。また、議会は、議案に対する議員の賛否を公開する。	市議会報告会(令和2・3年度は未実施)において市民に対し主な施策について説明するとともに、議員の賛否状況(議案ごと)をホームページに掲載している。 また、議会広報紙(令和4年に再発刊)において議決内容を掲載している。		11	4	2				A	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報紙を再発行できたことは大いに評価するが、議決結果のみの掲載であれば市広報や市議会ホームページでも公開していることから、初日や最終日についてもユーチューブ配信を求める。(議案上程や市長の所信表明、委員長報告、討論の内容等を広く公開するため) ・議会広報紙の内容の充実が必要。 ・賛否に係る内容をもっと詳しく市民に説明すべき。

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄			
			A	B	C	D	E		総合		
第7条	(議会報告会及び市民との意見交換) 議会は、議会で行われた議案等の審議過程及び結果について市民に報告するとともに市政全般に関する課題について意見交換を行うことを目的に、議会報告会を開催する。	市議会報告会及び高校生との意見交換会を毎年開催(令和2・3年度は未実施)し、市民に対し各常任委員会の活動等について報告するとともに、市民との意見交換を行っている。	市議会報告会及び高校生との意見交換会の開催においては、確実に参加者の安心・安全が確保されるよう努めるとともに、インターネットの活用等についても検討していく。	5	12					B	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため近年は開催できていないが、コロナ解消後は恒常的に実施したい。 ・市議会報告会に向けては早めの準備が必要。 ・デジタルを活用した市議会報告会の検討が必要。 ・前回の評価以降、議会報告会の実施要項について整理がなされ年間スケジュールも明記されているが、コロナ禍に対応できるオンライン開催や内容についても更なるブラッシュアップが必要。
第7条	2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を把握することを目的に、必要に応じて意見交換の場を設けるものとする。	平成29年3月に光商工会議所との意見交換を委員会で実施した。	各委員会等において、必要に応じて市民や団体等との意見交換を実施するとともに、インターネットを活用した意見交換等についても検討していく。	1	6	8	1	1	C	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年第11回議会報告会で公募による意見交換会を行い、不登校児童・生徒を支援する団体と意見交換ができた。 ・今期は実施されていない。 ・コロナ禍の影響により実施できていない。 ・他市議会の事例のように手続きを定めるべき。 ・積極的に行うべき。 ・市民団体等ともしっかりと意見交換を行うことが必要。 ・市議会報告会以外の市民との意見交換の場について定める必要がある。 ・広く市民(団体)との意見交換を可能とする出前講座的な制度の確立を求めると共に、市政の課題等に関し、市民や関係機関等との積極的な意見交換活動が必要。 ・市議会報告会以外の市民との意見交換会の実施はなじまないため、条項の見直しが必要。 	

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄
				A	B	C	D	E	総合	
第8条	(広報広聴) 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。	市議会報告会（令和2・3年度は未実施）で各委員会活動等について報告するとともに、市民から寄せられた意見や市議会モニターからの意見・提言とその回答について、ホームページ等において掲載している。		9	6	1		1	A	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報紙については、永く続けられる仕組みづくりが必要。 ・市民が更に容易に（手軽に）議会に関する情報が入手・確認できる手法等について検討が必要。
第8条	2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実に努めるものとする。	ホームページやフェイスブックにおいて市議会の情報発信を行うとともに、令和4年に議会広報紙を再発刊し各戸に配布している。 また、一般質問の映像をユーチューブにて配信している。		10	5	2			A	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報紙の再発行は大いに評価する。 ・議会広報紙においては、QRコードの取扱いを容易にするとともに、ホームページの内容を見てみたくなるように工夫することが必要。 ・議会広報紙において、より詳細な活動報告が必要。 ・フェイスブックについては活用できていないので整理が必要。 ・議会の記者会見については、マスコミにも好評だったため、今後も活用すべき。 ・委員会についても動画配信による公開が必要。 ・予算及び決算に係る本会議（最終日）についてもユーチューブによる配信が必要。
第8条	3 議会は、前条の議会報告会、広報広聴活動の推進及び充実に目的に、広報広聴委員会を設置することができる。	広報広聴特別委員会を設置し、年間を通じた広報広聴活動を実施している。		9	4	1	3		A	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会モニター制度について、当条例へ明記すべき。 ・広報広聴活動の効果測定などについても実施すべき。 ・議会広報紙が再発行されたことから、特別委員会の常設化が必要と考える。 ・作業量等の関係から、全議員が広報広聴活動に関わるよう、2委員会への分割が必要。 ・特別委員会の負担軽減の検討が必要。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第9条	(請願及び陳情) 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。	ホームページにおいて、請願等の提出について図や様式例を用いて案内を行い、市民から提出しやすい環境を整備している。		10	6	1				A	<ul style="list-style-type: none"> ・請願と陳情の違い等、制度の内容について、広く市民に周知すべき。 ・請願及び陳情の取扱いについて、より市民に寄り添った新たなルールづくりが必要。 ・請願や陳情の内容が理解できるよう調査等を十分に行い、その意を汲み取ることが必要。 ・陳情に係る取扱いが雑であり、誠意ある対応となっていない。
第9条	2 議会は、必要に応じて、請願者又は陳情者の意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。	陳情については、一定の条件のもと、陳情者の意見陳述の機会を確保している。		11	5	1				A	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は陳情の意見陳述が3件あった。 ・意見陳述が行われた陳情に対しては、所管委員会における取扱い方法や陳情者への回答方法等について、陳情者に寄り添ったルールづくりが必要。 ・陳情者に対する意見陳述の機会の確保のみでは不十分と考える。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄
				A	B	C	D	E	総合	
第10条	(市長等との関係) 議会は、二元代表制のもと、議事機関として市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策の立案及び提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。	二元代表制のもと、議事機関として、議案審査等に真摯に取り組むとともに、市長等に対する提言等を行うことにより、市政の発展に努めている。		9	4	3	1		A	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため現場の調査ができなかったが、執行部所管を講師として研修を受けることはできたのではないかと。 ・より多くの提言等を行うなど、議会として真摯に取り組むべき。 ・監視及び評価は個で行っているため、責任ある政策の立案及び提言につなげるためには、何か仕掛けが必要。 ・委員会の年間テーマに係る協議や意見交換等の活性化により、委員会及び議会の政策提言・政策立案につなげていくことが必要。 ・会派や議員によっては市長に意見もできず、市長等との間に緊張感など期待できないケースがある。
第10条	2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにする。	市議会としての要望を市長に提出し、その内容をホームページにおいて掲載している。		11	4	1		1	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月に新型コロナウイルス感染症対策に係る要望を市長に提出した。 ・新型コロナ対策に係る要望書等を提出できたのは評価するが、今後も年間テーマ等について委員会においてしっかりと協議を行い、議会としての政策提言につなげるのが重要。 ・市議会として市長等に対して行った要望等について、市民への更なる周知が必要。 ・これまで政策提言のようなものはほとんど事例がない。
第10条	3 本会議における議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。	現状において、一般質問を行う議員は全員が一問一答方式で実施している。		13	3		1		A	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、一括方式又は一問一答方式の選択になっている中で、全議員が一問一答方式を選択しているが、議会として一問一答方式が望ましいのであれば一問一答方式のみにする検討も必要。 ・議論ではなく、言い争いになっているケースがあるため、執行部、議会ともに言論の府であることの再確認が必要。 ・市長自らの答弁が限られているのは問題と考える。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第11条	(政策等の評価) 議会は、市長等が提案する政策等について、審議を通じて政策の向上を図るため、次に掲げる事項に主眼を置いて評価する。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 総合計画との整合性 (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置及び将来にわたる費用と効果	市長等から提案された政策等について、全議員が多角的な観点から審議を行うとともに、重要な計画等については、「光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等に定める条例」の規定に基づき十分な審議を行っている。	更に本条各号に掲げる事項を主眼に置いた政策等の審議を行うよう努める。	8	9					B	・委員会前後の協議や自由討議の活性化、他市議会の事例のような事前勉強会をおこなうこと等により質疑の質を高めると共に、スムーズな委員会運営につなげる取り組みの検討や委員会後の振り返り等による深化が必要。 ・コロナ禍の影響により、限界があった。 ・十分な審議とまでは言えない。 ・基本的な計画等については、議員の意見等を反映させることが難しい。
第11条	2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、論点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価の視点も踏まえるよう努める。	市長等が作成する事務事業評価書や監査資料、決算附属資料や主要施策の成果等を参考に、自己の意見を開陳しながら政策等について評価している。		9	8					A	・政策等の審議に当たっては、市長等が作成する資料等についての各議員における更なる事前の調査・研究が必要。 ・事務事業評価書の検証が不十分と考える。 ・議論ではなく、口論になっている場合があるため、議論とは何かについて研修が必要。
第12条	(予算及び決算審議) 議会は、市長の提出する予算案及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かり易い説明資料を作成するよう求めることができる。	予算書及び決算書について、さらに分かり易い資料となるよう要望している。	予算書及び決算書については、さらに分かり易い資料となるよう、引き続き要望していく。	8	7	2				B	・予算等において、補足説明資料があれば配布を求める。 ・主要施策の成果において、実績数等が並んで成果の表記が少ないと感じる。 ・更なる要望が必要。 ・予算や決算のポイントをまとめたパワーポイント等を活用し、ペーパーレス化を推進すべき。
第12条	2 予算及び決算の審議に当たって、必要な場合は委員会を設置することができる。	現在、予算及び決算の審議については、各常任委員会において詳細に審議を行っており、予算及び決算の審議に特化した委員会については設置していない。		11	5	1				A	・予算、決算の審査を行う委員会の設置が必要。 ・現状での取組みは無いが、できる規定のためそのままとする。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第13条	<p>(議決事件)</p> <p>議会は、光市のまちづくりにおける積極的な役割を果たすため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき議決すべき事件を定める。</p> <p>2 議決事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>「光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例」を制定し、重要な計画等について規定に基づき審議しており、その他の計画等についても必要に応じて議決事件として審議している。</p>	<p>「光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例」に係る理解を深め、当該条例に基づく議案の審査を行う。</p>	8	5	4				B	<ul style="list-style-type: none"> ・議決事件に係る運用手順等については、精査・見直しが必要。 ・運用が正しくされているか検証が必要。 ・議員内で完結している印象を受ける。
第14条	<p>(議員間討議)</p> <p>議会は、議員相互の自由な討議を重視した運営に努めるとともに、議案等を審議し結論を出す場合にあっては合意形成に向けて議員相互において議論を尽くすよう努める。</p>	<p>議員間討議を試行的に導入し、必要に応じて実施している。</p>	<p>試行的実施としている議員間討議について、より積極的に実施していく。</p>	1	9	3	4			B	<ul style="list-style-type: none"> ・試行してきた中で、課題等を整理し、ルール化することが必要。 ・議員間討議を実施する事例を条例に明記すべき。①議案や議決事件に関するもの②請願、陳情に関するもの③その他議会や委員会での自由な討議を行うもの ・議員間討議実施に係る手順を定めるべき。 ・議員間討議については、実施回数が少なく、積極的に行うべき。 ・委員長が積極的に議員間討議の場を設けることが必要。 ・議員間討議を有効に活用できていない。 ・議論が噛み合わないケースが散見される。 ・合意形成に向かっていないケースが散見される。 ・議員間で情報収集能力に差があるため、それを埋める場として理解する。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第15条	(政策討議) 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策の立案及び提言を推進するため、必要に応じて政策討議の場を設けることができる。	重要な政策及び課題に対しては、市議会として合意形成を図るため全員協議会の開催等を行っているが、政策の立案及び提言を推進するための政策討議の場の設置は行っていない。	議員間討議の試行的実施を重ね、本実施となった際には、必要に応じて政策討議を行うこととする。	1	3	8	5			C	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対策や防災対策等、必要に応じて政策討議の場の設置が必要。 ・全議員で取り組めるテーマを探すことが求められる。 ・政策討議実施に係る手順を定めるべき。 ・光市議会では、委員会中心主義をとっていることから、まずは委員会での議員間討議の活性化に取り組むべきと考える。 ・全員協議会をもっと開催するべき。 ・政策討議は行われていない。 ・想定が不明であり、実施されていない。 ・本条項については、削除しても問題ないと考える。 ・第14条議員間討議と混同されやすいため、本条文は削除すべき。 ・たとえ政策提言したとしても、執行部に受け入れる態度がみられない。
第16条	(議会の運営原則) 議会は、合議制機関として、議員相互の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 議会は、議長、副議長等の選出について、別に定める。 3 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 4 議長及び委員長は、それぞれ、議会又は委員会における発言に対し、論点整理に努める。	市議会を代表する議長については、中立公正の観点から会派を離脱することとしており、必要に応じて会派代表者会議を開催して各種課題について協議、調整を行っている。 また、委員長は、その役割等について認識し、民主的かつ効率的な議会運営に努めている。		11	4	2			A	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の議事進行についての委員長の職責と権限が共有できていないことにより、委員会の運営が混乱する事例が散見される。 ・正副委員長による論点整理が十分でない。 ・委員長については、委員会運営等について、更に勉強することが必要。 ・特定の議員を攻撃する例があり、言論の場となるよう反省していただきたい。 ・二元代表制ではあるが、現状、市長と議長が対等になっていない。 	

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第17条	<p>(委員会) 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分発揮するよう運営しなければならない。 2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民にわかりやすい運営に努めるものとする。 3 委員会の設置及び運営については、別に条例で定める。</p>	<p>各常任委員会においては年間テーマを定め、議員間で積極的に意見交換や情報共有を行うとともに、現地視察等により各議員の認識を深め、調査結果等について市議会報告会やホームページにおいて報告している。</p>	<p>各常任委員会においては、引き続き年間テーマを設定し調査・研究を行うとともに、その結果について広く報告することにより、委員会としての責任を果たす。</p>	7	7	1	2			B	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の年間テーマに係る調査・研究が中途半端になっている。 ・委員会の年間テーマに関する定めを条例に明記すべき。 ・委員会の年間テーマの設定等に係る事項について、条例等に定めるべき。 ・コロナ禍の影響により視察等ができない状況が続いていることから、オンライン視察の検討が必要。 ・委員会によっては、運営がスムーズに行われていない。
第18条	<p>(調査研究機関及び検討会の設置) 議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有するもの等で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。 3 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。</p>	<p>専門的知見を活用する議会アドバイザー制度を創設している。</p>	<p>必要に応じて議会アドバイザー制度を活用し、施策等に係る調査研究を行う。</p>	3	3	6	5			C	<ul style="list-style-type: none"> ・議会アドバイザー制度について条例に明記すべき。 ・現状、議会アドバイザー制度が使われた実績はない。 ・議会アドバイザー制度は活用できていないため、活用に向けて議会内での協議が必要。 ・政治倫理条例の改正については、アドバイザーを活用すべきであったと思われる。 ・議会アドバイザー制度はこれまで実績がなく、廃止すべき。 ・検討会についてははできる規定なのでそのままとする。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第19条	<p>(議員研修)</p> <p>議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。</p>	<p>市議会議長会が開催する研修会に全議員が参加するとともに、講師を招いて研修会を開催する等、議員研修の充実強化を図っている。</p> <p>※令和元年度に光市主催で周南3市合同の研修会を開催。</p>	<p>積極的な議員研修の実施とともに、研修内容の充実強化に努める。</p>	5	6	6				C	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、近年は実施できていない。 ・議会基本条例・議決事件条例・政治倫理条例について任期の最初に研修会を実施すべき。 ・議員間討議のあり方などについて、議会内での研修が必要。 ・今後は、議会アドバイザー制度を活用した研修や政務活動費を活用した会派ごとや会派をこえた合同での研修の実施が必要。 ・各種研修会の開催について検討する場が必要。
第20条	<p>(政務活動)</p> <p>会派は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する政務活動を積極的に行わなければならない。</p> <p>2 会派は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対し、使途を説明する責務を負う。</p> <p>3 議会は、政務活動費の収支報告及び証拠書類を公表することにより、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、政務活動費については、別に条例で定める。</p>	<p>政務活動費運用に関する手引きを作成して適正な執行を図るとともに、透明性確保のため、領収書等を含め簡易閲覧を実施し、ホームページにも掲載している。</p>		13	4					A	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の評価以降、政務活動費運用に関する手引きを作成し、実費弁償、領収書の公開等がルール化されたことは大いに評価する。 ・現在はコロナ禍影響を受け、幅広い調査研究が行えていない。 ・会派で共有していないもの（書籍、新聞、資料等）については、個人で購入・購読すべき。
第21条	<p>(予算の確保)</p> <p>議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保し、円滑な議会運営の実現を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求めらる。</p>	<p>市議会の機能を強化し、また、果たすべき役割を実現するため、必要な予算を要求している。</p>	<p>引き続き議会運営において必要な予算について精査・確認し、その確保に努める。</p>	8	7	2				B	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の要求と反映の状況について、更なる理解が必要。 ・予算ヒアリングのプロセス等についての理解が必要。 ・市議会のICT化推進のため、情報活用能力の向上及びネット環境の整備が必要。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第22条	(議会改革) 議会は、議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組むものとする。 2 議会は、前項の改革に取り組むことを目的に、必要に応じて議員で構成する推進組織を設置するものとする。	これまでに改革推進委員会、議会のあり方調査特別委員会、広報広聴特別委員会、議会改革推進特別委員会及び政治倫理条例改正検討特別委員会を設置し、継続的に議会改革を推進している。		12	4	1				A	・議会基本条例の評価のように、ルールに基づいてPDCAサイクルを回すことが議会の仕組みとして重要。
第23条	(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。 2 議員の兼業の報告義務等の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。	令和3年6月に政治倫理条例改正検討特別委員会を設置し、昨今の情勢に即した条例となるよう、条項の改正を行うための調査・研究を行った。 ※令和3年12月議会において「光市議会議員政治倫理条例」を一部改正。		13	2	1	1			A	・議員の品位を保持するために更なる見識が必要であり、「光市議会議員政治倫理条例」についてはより良いものに改正していくことが必要。 ・一部の議員の言動に問題がある。
第24条	(議員定数) 議員定数の基準は、本市の人口、面積、財政力及び事業課題を比較検討し、決定するものとする。 2 議員定数については、別に条例で定める。	「光市議会議員定数条例」において議員定数を定めている。	特別委員会設置等による定期的な検討の実施が必要。	7	10					B	・今期においては見直し等を行っていない。 ・今後、定数に係る議論を行っていくべき。 ・定数条例で定められているが、4年に1回の選挙に向けて検証・検討が必要。 ・特別委員会等における検討が必要。
第25条	(議員報酬) 議員報酬に関する条例改正の提案に当たっては、市政の課題及び将来展望、財政力等を十分に考慮するとともに、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。 2 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況・事業課題及び類似する他市の議員報酬等を勘案し、定めなければならない。 3 議員報酬については、別に条例で定める。	「光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」において議員報酬を定めている。 ※令和2年6月1日～11月13日及び令和3年1月分～3月分の議員報酬について、特例として、議員報酬月額を100分の10減額した。	特別委員会設置等による定期的な検討の実施が必要。	5	11	1				B	・今期においては見直し等を行っていない。 ・今後、定数とセットで報酬についても議論を行っていくべき。 ・報酬については、政務活動費等と一体化して協議する必要があると考えるが、以前の特別委員会における協議では意見がまとまらなかった。 ・特別委員会等における検討が必要。

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄			
			A	B	C	D	E		総合		
第26条	(議会事務局) 議会は、政策の立案並びに提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。	調査機能や法務機能の充実強化のため、職員研修等に参加し、資質向上に努めている。		9	8					A	<ul style="list-style-type: none"> ・人員を増やす必要がある。 ・現在、事務局職員については人事異動があり、一時的に議会へのサポート体制が不安定となる可能性があることから、専門的職員の常時配置の検討が必要。 ・法務機能の充実が課題と考える。 ・資質向上に努めているとは言い切れない。
第27条	(議会図書室) 議会は、調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。	現在のところ、議会図書室については過去の会議録を主として整備しているが、今後は、調査研究に資するための図書及び資料等について、更なる充実を図る必要があると考えられる。	法令に基づき設置していることから、その環境整備等に努める。	2	10	5				B	<ul style="list-style-type: none"> ・市民も利用可能である表示をすべき。 ・使える、また、開かれた議会図書館に向けて改善が必要。 ・整理整頓が必要。 ・記録的資料だけでなく、まちづくりにつながる雑誌等の整備が必要。 ・書籍の充実を図るため、図書館司書にアドバイスをもらうことも必要。 ・書籍等を充実することにより、政務活動費により購入する書籍等についての整理が可能となる。 ・エアコンの修理が必要。 ・室内が暗い、暑い、寒い、かび臭い等、環境の改善が必要。
第28条	(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合性を図るものとする。 2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	議会に関する条例等については、本条例の趣旨や規定に反することがないよう、十分に整合を図るとともに、実際の議会運営においても、本条例の趣旨等に則ったものとなるよう努めている。 また、改選後すぐに開催される全員協議会において、光市議会関係例規等を配布し、概要について説明がなされている。	本条例の評価・検証を行う中で、本条例に係る理解を更に深めることとする。	7	6	4				B	<ul style="list-style-type: none"> ・改選後、速やかに本条例に係る研修を実施すべき。 ・議会基本条例に特化した説明会は開催されていないため、改選後3ヶ月を目途に開催すべき。 ・詳細な説明が必要。

条文		取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E	総合		
第29条	<p>(見直し手続)</p> <p>議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。なお、評価に関しては、議会運営委員会で検討するものとする。</p> <p>3 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表するものとする。</p>	<p>条例の目的が達成されているかどうか、必要に応じて評価・検証を行っている。</p> <p>※令和元年に検証及び評価を実施。</p>	<p>引き続き必要に応じた評価・検証を行うとともに、「今後の対策等」に係る取組を進める。</p>	5	10	2				B	<ul style="list-style-type: none"> 概ね2年に1回のペースで検証を実施している。 前回の評価・検証に基づく見直しが見えない。 議会の最高規範として、検証については必要に応じてではなく、期間を明記して実行することが議会の責任ではないかと考える。 定期的見直しと必要に応じた臨時的見直しを設定すべき。